

ひ ら り とうべつこどもHIRARI計画 ～こどもの未来のために～ 【概要版】

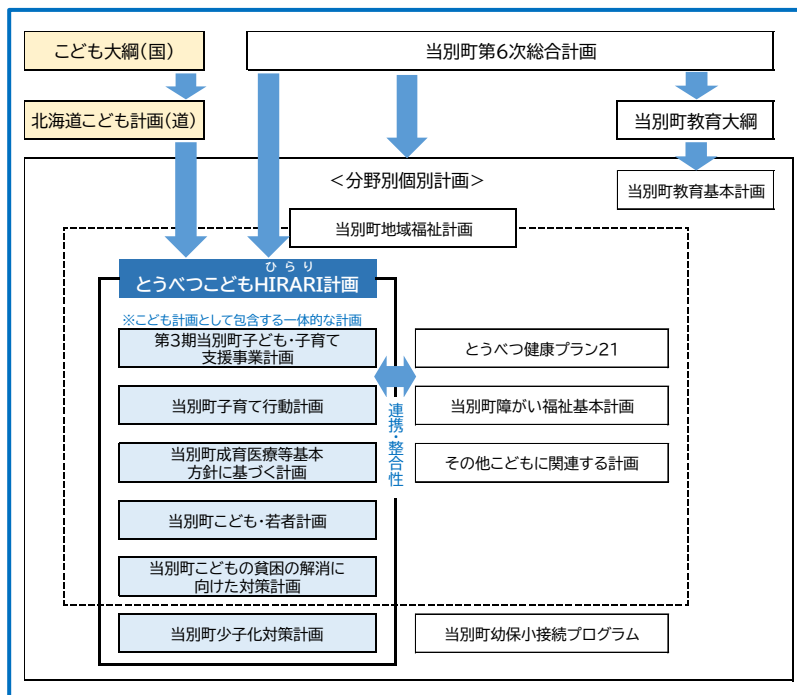
第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景・目的

- 全国におけるこどもを取り巻く状況として、少子化の加速、こどもの貧困、児童虐待等、状況は深刻化しています。
- 国においては「こども家庭庁」が創設され、こども基本法が施行されるなど、こどもを中心とした社会づくりを進めています。
- こども施策を総合的かつ一体的に推進するため、従来の「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」を一元的に定めた「こども大綱」が、また、次元の異なる少子化対策を実現するために掲げた「こども未来戦略」が、令和5年12月に閣議決定されています。
- 当別町においては、「チャイルドファースト」を掲げ、町の将来を託すこどもたちをしっかりと育むために、「とうべつ学園」の開校や、デジタル教材の整備、様々な場面でこどもの意見を発表する機会を設ける等、「チャイルドファースト」の実現に向けた様々な取組を実施しています。
- これらの国の動向や当別町の現状を踏まえ、こども基本法に基づいて、第3期当別町子ども・子育て支援事業計画等の関連する個別計画を包含する、当別町のこども施策を総合的に推進するための「とうべつこども ^{ひ ら り} HIRARI計画～こどもの未来のために～」を策定します。

計画の位置付け

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき策定する「市町村こども計画」に位置付け、右図のように6つの計画を包含した一体的な計画です。
- 当別町においては、こども施策をより実効性のあるものとするため、当別町第6次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図ります。



計画の期間

- 本計画は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。
- 町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

計画の対象

- 本計画の対象は、主に、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、おおむね18歳までの子ども、若者、その家庭とします。
- こどもとは「心身の発達の過程にある者」とし、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにします。また、若者については、支援施策の内容により必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

アンケート調査の実施

- 当別町では、本計画策定の基礎資料とするため、令和6年6月10日から6月30日までの期間において、以下のとおり3つのアンケート調査を実施しました。
- 調査方法について、(1)及び(3)の調査は郵送配付、郵送・WEBによる回収、(2)の調査は小・中学生(こども・保護者向け)は各学校を通じて配付、16歳(こども・保護者向け)は郵送配付、回答はいずれも郵送・WEBにより回収しました。

(1)子ども・子育て支援事業等に関するニーズ調査

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童保護者	338	185	54.7
小学生保護者	378	190	50.3

- <調査の目的> 教育・保育サービスへの利用意向や子育て支援施策に関するニーズ等を把握する
- <調査の内容> 保護者の就労状況、日ごろの子育て環境、子ども・子育て支援事業や教育・保育施設の利用状況及び利用希望等

(2)こどもの生活に関する実態調査

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
小学2年生(保護者)	81	61	75.3
小学5年生・中学2年生(保護者)	169	76	45.0
小学5年生・中学2年生(こども)	169	146	86.4
16歳(保護者)	92	28	30.4
16歳(こども)	92	31	33.7

- <調査の目的> 日ごろの生活や子育ての状況等を把握する
- <調査の内容> 保護者: 家族形態、就労状況、子育て、経済状況、制度の利用状況等
こども: 放課後の過ごし方、生活状況、学校や勉強、ヤングケアラー等

(3)こども・若者の意識や生活等に関する調査

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
17歳(高校3年生相当)～29歳	1,602	294	18.4

- <調査の目的> 町内で生活するこどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え、支援ニーズ等を把握する
- <調査の内容> 日ごろの生活や考え、悩みごとや相談先、自立や就労、結婚や子育て、少子化対策等

第2章 当別町の現状と課題

こどもや子育てを取り巻く環境

○当別町の人口は、減少傾向となっている一方で、世帯数は平成 30 年度から増加傾向にあり、令和4年度から大幅に増加し令和6年度は 7,774 世帯となっています。

○0～17 歳の児童数は、令和4年度までは減少傾向でしたが、以降増加傾向にあり、令和6年度においては 1,560 人となっています。

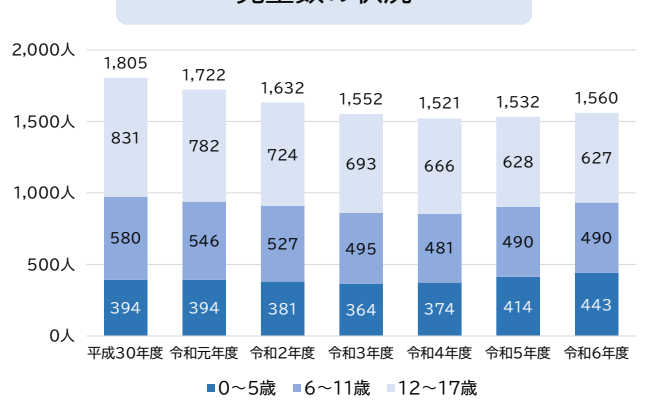
○女性の就業率は、増加傾向となっており、令和2年度には北海道の 43.8%を上回り、44.8%となっています。

○女性の有配偶率は、50 代以降は全国及び北海道の値よりも高い値で推移しています。

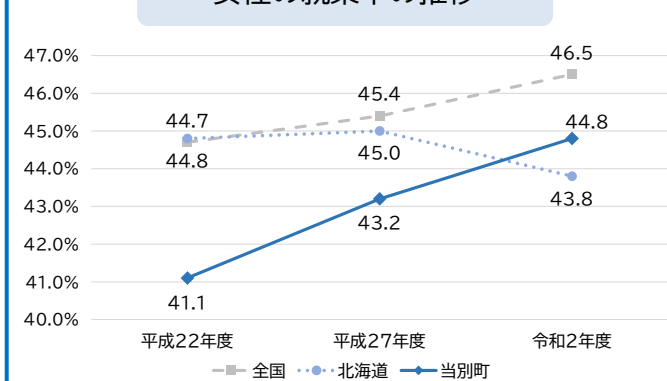
人口と年齢3区分、世帯数の推移



児童数の状況



女性の就業率の推移



女性の有配偶率の推移



第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

○第2期当別町子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)では、基本理念「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」を実現するため、施策を展開してきました。

○事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が 67.9%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が 25.6%、「C 事業の実施が遅れている」が 5.1%、「D 未実施(事業を終了した)」が 1.3%となっており、ほぼ全ての事業が計画どおりに進んでいる状況です。

こども・若者の意見聴取結果

〇TOWNミーティングの場を活用し、「これからも住み続けたいと思える当別町ってどんなまち？」をテーマに参加者から意見聴取を行いました。こども・若者の主な意見は以下のとおりです。

当別らしさが残り続けるまち

- ・自然が豊かで身近にある
- ・美味しい食べ物がある
- ・とうべつ花火大会(身近にあり、友達と一緒に楽しめる)
- ・夏のお祭り(身近にあり、友達と一緒に楽しめる)
- ・総合体育館、西当別コミュニティーセンター等スポーツができる施設がある
- ・図書館施設が整っている
- ・きれいな公園がたくさんある

若者が集うまち

- ・若い世代が中心になり、人口が増えて欲しい
- ・自然を活かしたイベント施設があるまち
- ・交流人口を増やす
- ・電車の本数が増えて欲しい

親切なまち

- ・みんなが住みやすくなって欲しい
- ・充実した生活を送れるようになって欲しい

「みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまち」

※本計画の基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進へ反映しました。

子育て当事者等の意見聴取結果

〇当別町では、子育て当事者等で構成する子ども・子育て会議委員から意見聴取し、必要に応じて本計画に反映しました。

第2章から考える町の課題

〇当別町のこどもや子育て環境を取り巻く状況やアンケート調査結果、こども・若者や子育て当事者からの意見聴取結果等から当別町の現状と課題を整理し、以下の支援が必要であると考えます。

こどもの居場所の在り方

- ・当別町では、学校施設の開放やスポーツ教室など、様々な居場所づくりに取り組んでいるところですが、こどもの発達や成長に応じて求める居場所は異なることから、利用者に応じて選択できる環境を整えていく必要があると考えます。
- ・こども・若者のために、町としてどの施設を優先して環境を整えるのか、関係部署で連携して方向性を検討する必要があります。

優先的に取り組むべき子育て支援や少子化対策

- ・アンケート調査結果では、「子育て支援・保育環境整備の更なる充実」を行政に期待する割合が多くなっています。
- ・当別町の女性の就業率は、全国や北海道の状況に比べると急激に増加している状況や、他の設問の調査結果から、今後子育てをするであろう若者世代や子育て世帯では、ライフスタイルの多様化に伴い、行政に求める子育て支援ニーズも、より多様化していくことがうかがえます。

教育環境の更なる充実

- ・アンケート調査結果では、「教育環境の充実」を行政に期待する割合が多くなっていることから、子育てをする保護者や若者は行政に教育環境の充実を求めていることがわかります。
- ・教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする様々なスタッフで連携・協力しながら、教育環境の更なる充実を進めていく必要があります。

交通機関の整備、冬場の雪対策

- ・アンケート調査結果から、交通機関での札幌市へのアクセスのしやすさ、冬場の暮らしやすさを改善することが、当別町への定住を促進する重要な要素と考えられます。
- ・冬場の雪対策について、当別町では早めの排雪を実施し、大雪でも安心・安全な道路交通の確保に努めており、除雪については令和6年度よりGPSを導入し、効率的な除雪を進めています。

第3章 計画の基本的な考え方

○本計画の施策体系については、以下のとおりです。

【基本理念】

全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別

【基本的な方針】

当別町では、こども大綱に基づく基本的な方針のうち、以下の3つを基本的な方針とします。

- (1)こども・若者の権利と最善の利益を図る
- (2)こども・若者の意見表明と参加・参画
- (3)こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する

基本目標1

～全てのこどもの権利を
大切にする環境の充実～

主要施策(1)こどもの権利を保障する社会づくり
主要施策(2)こども・若者の意見表明と参加・参画
主要施策(3)居場所づくり

基本目標2

～こどもの成長に応じた
切れ目のない支援の充実～

主要施策(1)幼児教育・保育環境の充実
主要施策(2)こどもの生きる力を育む教育の充実
主要施策(3)安全・安心にこどもが暮らせる環境の充実
主要施策(4)こども・若者が未来を拓くための支援の充実

基本目標3

～安心してこどもを生み育て
られる環境の充実～

主要施策(1)こどもと親の健康を守る体制の充実
主要施策(2)仕事と子育てを両立させるための支援
主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実
主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進
主要施策(5)少子化対策と経済的支援

基本目標4

～こどもと子育て家庭を地域一体
となって支える支援の充実～

主要施策(1)こどもと子育て家庭を孤立させない、地域支援
の充実

基本目標5

～配慮を必要とするこども
への支援の充実～

主要施策(1)あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らす
ことができる支援の充実

第4章 施策の展開

基本目標1 全てのこどもの権利を大切にする環境の充実

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

そのこども・若者について、多様な人格を持つ個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

あらゆる場面において全てのこども・若者の権利を保障し、こども・若者の意見を発達の程度に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることを町全体に広く発信するとともに、意見を述べるができる場や機会をつくり、参画につながる環境づくりに取り組みます。

また、成育環境等によって差別的扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守るとともに、生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

主要施策

- (1)こどもの権利を保障する社会づくり
- (2)こども・若者の意見表明と参加・参画
- (3)居場所づくり

具体的施策

- 「児童の権利に関する条約」の普及
- こども・若者の意見聴取と反映
- こどもの意見発表の場の提供
- 地域の活動拠点の確保
- 公園・緑地等の整備の推進

主な事業

- ◇こどもの権利の理解と普及啓発
- ◇人権教室
- ◇こども・若者の意見聴取
- ◇少年の意見発表会の開催
- ◇学校施設の地域開放の推進
- ◇社会教育施設の活用の推進
- ◇公園・緑地環境の整備・充実
- ◇子どもプレイハウスの運営・指導の充実

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
自分のことが「好き」なこども・若者の割合	63.9% ※こども・若者調査	↗
「こどもの意見を聞いてほしい」と思うこども・若者の割合	73.4% ※生活実態調査 83.0% ※こども・若者調査	↗
「親は私のいうことを真剣に聞いてくれる」と回答したこどもの割合	87.6% ※生活実態調査	↗
「学校の先生は私のいうことを真剣に聞いてくれる」と回答したこどもの割合	80.2% ※生活実態調査	↗
子どもプレイハウスは「楽しい」と思うこどもの割合	67.3% (令和5年度) ※子どもプレイハウス利用児童 向けアンケート調査	↗
生活の中で「ほっとできる」「居心地がいい」居場所はないと感じるこども・若者の割合	4.5% ※生活実態調査 1.4% ※こども・若者調査	↘

※ウェルビーイング指標：ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態であり包括的に幸福な状態)の状態を把握するための1つの要素にはなりますが、ウェルビーイングの全体を測るものではありません。

基本目標2 こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期におけるこどもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりのこども・若者や子育てをする保護者の幸せにつながることはもとより、まちの将来の担い手を育成するという未来への投資と考えられます。

こどもの心身の育ちや状況にあわせた多様な関わりの中で、必要となる支援が切れることがないよう、質の高い教育・保育環境や多様な活動や体験機会を提供します。

主要施策

- (1) 幼児教育・保育環境の充実
- (2) こどもの生きる力を育む教育の充実
- (3) 安全・安心にこどもが暮らせる環境の充実
- (4) こども・若者が未来を拓くための支援の充実

具体的施策

- 幼児教育・保育の充実
- 多様な保育事業の充実
- 教育の充実と体験教育の推進
- 多様な活動・体験機会の充実
- こどもに配慮した施設整備の推進
- 若者に関する相談体制の充実
- 商工会と連携した就労支援

主な事業

- ◇ 認定こども園の教育・保育環境の充実
- ◇ 一時預かり事業の推進
- ◇ 基礎学力の向上
- ◇ 特色ある教育活動の推進
- ◇ 道路環境の整備・充実
- ◇ 公共交通機関の整備
- ◇ こども・若者に関する相談体制の充実
- ◇ 町内企業等の求人情報の提供
- ◇ 若手就労者の交流機会の提供

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
学校に行くことが楽しみなこどもの割合	56.5% ※生活実態調査	↗
地域活動等に参加していないこどもの割合	38.4% ※ニーズ調査 (小学生保護者)	↘
悩みごとがあるとき、誰にも相談できない・相談したくないこどもの割合	7.9% ※生活実態調査	↘
今、自分が幸せだと思うこども・若者の割合	84.7% ※こども・若者調査	↗
現在の生活に満足しているこども・若者の割合	76.9% ※こども・若者調査	↗
生活の中で「ほっとできる」「居心地がいい」居場所はないと感じるこども・若者の割合 <再掲>	4.5% ※生活実態調査 1.4% ※こども・若者調査	↘

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育てをする中で生じる不安や負担感を持つ子育て家庭に対する支援の充実を進めるため、親と子どもの健康づくり、子育て施策の充実、経済的支援等、子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立することがないように、産前・産後の支援を強化し、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組みなどの環境づくりを充実させます。

主要施策

- (1) こどもと親の健康を守る体制の充実
- (2) 仕事と子育てを両立させるための支援
- (3) 子育てに関する協力体制の充実
- (4) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (5) 少子化対策と経済的支援

具体的施策

- 健康診査・予防接種の充実
- 健康相談・健康教育の充実
- 働き続けることができる環境の整備促進
- 保護者のリフレッシュや社会活動の支援
- 子育てに関する相談体制の充実
- みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまちづくりの推進
- 少子化対策
- 子どもを育てるために必要な費用の支援の充実

主な事業

- ◇妊婦一般健康診査
- ◇産婦健康診査事業
- ◇各種健診の実施
- ◇仕事と生活の調和の実現
- ◇リフレッシュを目的とする一時預かり事業の充実
- ◇ファミリー・サポートセンター事業の充実
- ◇子育て支援センター事業の充実
- ◇とうべつ未来学の推進
- ◇木育の推進
- ◇エコ活動の推進
- ◇住宅購入支援金
- ◇高等学校等生徒通学交通費助成
- ◇子ども医療費の助成

ウェルビーイング指標	現状(令和6年度) ※ニーズ調査より	目指す方向性 (令和11年度)
当別町の子育て環境に対する満足度	58.4%(就学前児童保護者) 59.4%(小学生保護者)	↗
子育ての悩みを相談できる人や相談先がない割合	1.6%(就学前児童保護者) 2.1%(小学生保護者)	↘
「当別町に今後も住みたい」と思う割合	75.2%(就学前児童保護者) 68.9%(小学生保護者) 49.3% ※こども・若者調査	↗

基本目標4 こどもと子育て家庭を地域一体となって支える支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化が進むことで、こどもや子育て家庭が地域から孤立することがないように、こどもの育ちを保護者だけに任せるのではなく、関係機関が協力しながら地域全体がこどもの育ちを支えていく必要があります。

こどもや子育て家庭が、地域から充実した支援を受けられるよう、身近な地域での交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させることに努める等、地域一体となってこどもと子育て家庭を支える体制を推進します。

主要施策

(1)こどもと子育て家庭を孤立させない、地域支援の充実

具体的施策

- こどもにやさしい地域支援
- 子育て家庭が安心できる地域支援

主な事業

- ◇認定こども園の地域交流事業
- ◇地域学校協働本部事業
- ◇子育て支援センター事業の充実
- ◇コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」の推進

ウェルビーイング指標	現状(令和6年度) ※ニーズ調査より	目指す方向性 (令和11年度)
こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者の割合	18.4%(就学前児童保護者) 19.5%(小学生保護者)	↘
支援体制が整った町であると感じる保護者の割合	42.2%(就学前児童保護者) 35.8%(小学生保護者)	↗
地域活動等に参加していないこどもの割合<再掲>	38.4%(小学生保護者)	↘
子育て支援センターの認知度	84.3%(就学前児童保護者)	↗

基本目標5 配慮を必要とするこどもへの支援の充実

近年のこどもや子育て家庭を取り巻く状況は多様化しており、様々な配慮を必要とするこどもや子育て家庭は増えています。

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、全てのこどもの権利が等しく尊重され健やかに成長できるよう、関係機関と連携を取りながら、配慮を必要とするこどもや子育て家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、解決へ導き、全てのこどもが安心して暮らすことができる支援を進めます。

主要施策

(1)あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らすことができる支援の充実

具体的施策

- 障がいをもつこどもと家庭への支援の充実
- ひとり親家庭への支援の充実

主な事業

- ◇早期療育相談の充実
- ◇障がい児(者)の移動支援事業
- ◇ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

第3期子ども・子育て支援事業計画について

○ニーズ調査の結果や各事業の実績等をもとに、第3期の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、町の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「今後の方針」を定めています。

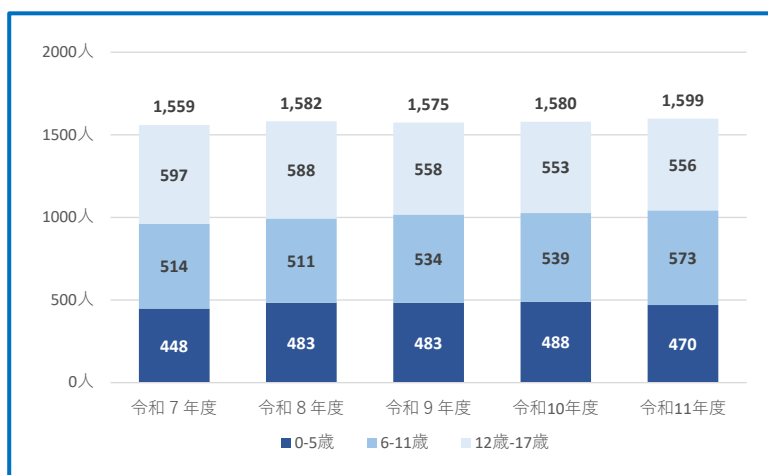
教育・保育提供区域の設定

○子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保方を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

○当別町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

こどもの人口推計

○令和6年4月1日現在の住民基本台帳に基づく当別町の児童人口(0～11歳)は933人で、「コーホート変化率法」を基に地域の実情を勘案し、さらに今後の将来人口を考慮して推計した結果、令和7年には962人に、令和11年には1,043人になり、5年間で81人前後の増加が見込まれます。



教育・保育の量の見込みと確保方策

○第2期計画期間の教育・保育施設の利用実績を基に令和7年度以降のこどもの人口推計を勘案し、本計画期間における量の見込みと確保方策を算出しています。

1号認定:3～5歳 認定こども園等の幼稚園利用(2号認定:3～5歳のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む) (単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
A 量の見込み	95	2	114	2	113	2	116	2	111	2
B 確保方策	180		180		180		180		180	
過不足(B-A)	83		64		65		62		67	

2号認定:3～5歳 認定こども園等の保育利用 (単位:人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
A 量の見込み	107				129				128				131				124			
B 確保方策	142				142				142				142				142			
過不足(B-A)	35				13				14				11				18			

3号認定:0～2歳 認定こども園等の保育利用 (単位:人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み	104	10	42	52	98	10	45	43	99	9	45	45	97	9	43	45	96	9	43	44
B 確保方策	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46
過不足(B-A)	17	20	3	△6	23	20	0	3	22	21	0	1	24	21	2	1	25	21	2	2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

○第2期計画期間の地域子ども・子育て支援事業の利用実績を基に令和7年度以降のこどもの人口推計を勘案し、本計画期間における量の見込みと確保方策を算出しています。

※「人日」は、年間延べ利用人数の単位です(子育て援助活動支援事業を除く)。

事業名	項目(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み(力所)	1	1	1	1	1
	確保方策 (力所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み(人日)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
	確保方策 (人日)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
	確保方策 (力所)	2	2	2	2	2
妊婦健診事業	量の見込み(人)	91	91	88	88	85
	確保方策 (人)	91	91	88	88	85
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み(人)	58	58	56	56	54
	確保方策 (人)	58	58	56	56	54
養育支援訪問等事業	量の見込み(人日)	1	1	1	1	1
	確保方策 (人日)	4	4	4	4	4
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み(人日)	1	1	1	1	1
	確保方策 (人日)	4	4	4	4	4
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポートセンター事業) ※適当たり延べ利用人数	量の見込み(人日)	5	5	5	5	5
	確保方策 (人日)	10	10	10	10	10
	確保方策 (力所)	1	1	1	1	1
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み(人日)	7,458	8,956	8,891	9,119	8,663
	確保方策 (人日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	確保方策 (力所)	2	2	2	2	2
一時預かり事業 (一般型)	量の見込み(人日)	1,021	1,101	1,101	1,113	1,072
	確保方策 (人日)	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
	確保方策 (力所)	1	1	1	1	1
延長保育事業 (時間外保育事業)	量の見込み(人)	52	49	54	61	56
	確保方策(力所)	2	2	2	2	2
	確保方策 (人)	52	49	54	61	56
	確保方策(力所)	2	2	2	2	2
病児・病後児保育事業 (ファミリー・サポートセンター事業 による対応)	量の見込み(人日)	5	5	5	5	5
	確保方策 (力所)	1	1	1	1	1
	確保方策 (人日)	200	200	200	200	200
放課後児童健全育成事業 (子どもプレイハウス)	量の見込み(人)	154	150	158	160	168
	確保方策 (人)	200	200	200	200	200
実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み(人)	1	1	1	1	1
	確保方策 (人)	2	2	2	2	2
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	量の見込み(人)	8	8	8	8	8
	確保方策 (人)	8	8	8	8	8
産後ケア事業	量の見込み(人日)	38	38	37	37	36
	確保方策 (人日)	38	38	37	37	36
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み(人)	150	186	180	180	174
	確保方策 (人)	150	186	180	180	174

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策

○乳児等通園支援事業について、令和8年度からの事業実施に向けて量の見込みと確保方策を設定します。

事業名	1日当たりの必要定員	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※未就園児1人当たりのひと月の利用時間は、10時間を上限とする。	0歳児	量の見込み(人日)		3	3	3
		確保方策(人日)		3	3	3
	1歳児	量の見込み(人日)		2	2	2
		確保方策(人日)		2	2	2
	2歳児	量の見込み(人日)		2	2	2
		確保方策(人日)		2	2	2

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の質の向上

○当別町の教育・保育施設については、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにの2園によって提供量は充足しているため、現行の体制を確保しつつ、柔軟に対応します。

○教育・保育の質の向上について、教育・保育施設等に勤務する保育教諭等に対して積極的な研修等への参加を推奨し、各種研修等の案内や情報提供を行います。

第6章 計画の推進・管理体制

計画の推進体制

○本計画の推進にあたっては、こども分野だけでなく保健・医療・福祉・教育・就労等、多岐にわたる分野が関連するため、関係部局との連携・調整を図りながら総合的かつ円滑に各施策(事業)を推進します。

計画の管理体制

○計画策定後は、各施策(事業)の進捗状況の管理や評価・検証について、PDCAサイクルの流れに沿い、「当別町子ども・子育て会議」において継続的に進行管理と評価・検証を行い、点検・評価の結果について、広く公表してまいります。

とうべつこども ^{ひ ら り} HIRARI計画 ～こどもの未来のために～ 【概要版】

発行：当別町福祉部子ども未来課（令和7年3月）
〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2
電話：0133-23-3024 FAX：0133-25-5018
当別町ホームページ <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp>